

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題ととらえ、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき透明かつ公正な経営体制の下で事業活動を行い、企業価値を増大させるための取り組みを行っております。

また、当社は、株主、顧客、取引先をはじめとする様々なステークホルダーにとって有用な存在となるべく、企業の社会的責任を重視し、広く社会から信頼を得られるよう努めるとともに、法令遵守を基本とするコーポレート・ガバナンスの重要性を充分認識し、その体制の整備、強化を図っております。

なお、上記の基本方針は、次の当社ホームページに掲載しております。

https://www.sakaitrading.co.jp/financial/corporate_governance.html

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由は、次のとおりです。なお、下記の内容は2021年6月改訂前のコードに基づいて記載しております。

(補充原則1-2-4)

当社は、機関投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備や海外株主に向けた英文による情報提供が必要と認識しており、議決権電子行使プラットフォームの参加を進めるとともに、海外株主比率を勘案した上で招集通知の英訳についても検討してまいります。

(補充原則1-2-5)

当社は、基準日時点において株主名簿に登録されている議決権を有する株主を、議決権の行使が可能な株主としているため、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会に出席することは認めていません。

(補充原則4-1-3)

当社は、当社の持続的な発展のためにも代表取締役等の後継者を養成することは、重要な経営課題の一つと認識しています。従いまして、今後取締役会等を通じて適切に計画を立案し、実行していきたいと考えています。

(補充原則4-3-2)

当社は、最高経営責任者の選解任が会社における最も重要な戦略的意思決定であると認識しておりますので、客観性・適時性・透明性ある手続を確立してまいります。

(原則4-8)

当社は、社外取締役1名、社外監査役2名が在籍しておりますが、その全員を独立役員として登録しております。社外取締役は1名ではありませんが、社外取締役の独立的な視点から各取締役や監査役等と意見交換を行っており、当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。加えて、監査役により法令上与えられた権限執行が随時なされていることから、独立社外取締役1名及び監査役会で十分に経営の監視及び監督は機能できるものと考えております。

(補充原則4-8-1)

独立社外取締役は1名ではありませんが、必要に応じて監査役会と会合を開催し、客観的な立場に基づく意見交換をすることとしています。

(補充原則4-8-2)

独立社外取締役は1名ではありませんが、原則4-8に記載のとおり、各取締役、経営陣との連絡・調整、監査役会との連携に努めてまいります。

(原則4-10)

現段階において、任意の機関の設置はしておりません。統治機能の更なる充実を図る必要性が生じた場合は、任意の機関を定めることも検討してまいります。

(補充原則4-10-1)

当社は任意の諮問機関等は設置しておりませんが、原則4-8に記載のとおり、各取締役、経営陣との連絡・調整、監査役会との連携に努めてまいります。

(原則4-11)

当社は、取締役会のメンバーに女性や外国人はおりませんが、取締役会の活性化と実効性の向上及び意思決定の迅速化の観点から、多様な専門性を有する取締役で取締役会を構成しています。また、社外監査役のうち1名は、豊富な会計業務経験により財務・会計に関する適切な知見を有しています。従って、取締役会及び監査役会の実効性は十分に確保されております。

(原則5-2)

当社は、自社の資本コストを的確に把握した上で、中期経営計画を策定し、その概要を開示します。また、策定した中期経営計画は、毎年進捗状況を確認するとともに、必要に応じて、事業構造の見直しや新たな事業投資、人材育成への投資などの経営資源の配分計画を含む修正を行い、その経過につきましては、株主総会等にて株主への説明を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示項目の内容は、次のとおりです。なお、下記の内容は2021年6月改訂前のコードに基づいて記載しております。

(原則1 - 4)

当社は、持続的な成長と社会的価値、経済的価値を高めるため、また、取引先との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るために必要と判断する企業の株式を保有しています。当社は、直近事業年度末の状況に照らし、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減していく基本方針のもと、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、政策保有の意義、経済合理性等を検証し、保有継続の可否及び保有株式数を見直します。2021年3月末時点で保有する政策保有株式については、取締役会での検証の結果、対象となる株式のうち1銘柄を時機を見て処分することとなりました。また、政策保有株式に係る議決権の行使については、その議案内容を十分に精査し、株主価値の向上に繋がるものか否かを判断したうえで、議決権を行使します。

なお、当社は、当社の株式を政策保有株式として保有している会社から当社株式の売却等の意向を受けた場合は、政策保有株主の意向に沿うこととしています。

(原則1 - 7)

当社は、役員や主要株主等と利益相反にかかる問題が生じた場合、速やかに取締役会に報告し、取締役会での審議・決議を要することとしています。なお、その取引条件については、市場価格、原価を勘案して、当社希望価格を提示し、毎期価格交渉のうえ決定しています。

(原則2 - 6)

当社は、従業員の退職及び年金給付に充てるため、確定給付企業年金制度を採用しております。また、将来の給付原資を安定的に確保するという資産運用の目的から、長期的に運用収益を確保すべく、資産の管理及び運用に関しては、社外の資産管理運用機関と契約を締結しております。なお、外部機関による運用実績等を適切にモニタリングするため、定期的に関連教育を受けた総務部門のメンバーが業務を担当しております。

(原則3 - 1)

(1)当社ホームページにおいて、経営理念及び中期経営計画を掲載しています。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、上記「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3)取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与により構成し、親会社である堺化学工業㈱の取締役を兼務する取締役は、主に経営の監督機能を担い、主たる報酬は親会社から支給されていることから無報酬としております。基本報酬は、月例の固定報酬とし、1996年6月開催の定時株主総会で決議した報酬枠の範囲内で、役位及び担当領域の規模・責任に応じて、取締役会の決議を経て決定しております。

業績連動報酬である賞与は、株主総会の決議を経て支給することとしており、支給額については、各事業年度の連結業績並びに中期経営計画の達成度合いに応じて変動する仕組みです。

個人別の基本報酬額及び賞与額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長に一任しており、代表取締役社長が各取締役の担当業務及び貢献度を踏まえた支給額案を作成し、役付取締役全員が確認した上で決定しております。

なお、役員退職慰労金制度は2015年6月をもって廃止しております。

(4)取締役については、職歴や見識を総合的に考慮して、株主からの経営の委任に応え、かつ、職務と責任を全うできる人材を候補とし、代表取締役が本人から内諾を得たうえで、取締役会において、選任議案を株主総会に上程することを審議・決議しています。また、監査役については、職歴や見識を総合的に考慮して、経営の透明性と適法性を確保するため、客観的な立場から取締役会の意思決定と取締役の業務執行を監査できる人材を候補とし、代表取締役が本人の内諾を得たうえで、監査役会の同意を得て、取締役会において、選任議案を株主総会に上程することを審議・決議しています。取締役に法令・定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合には、取締役会において、当該取締役の処分または解任議案を株主総会に上程することを審議・決議します。

(5)当社は、「株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類において、取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任理由、解任する場合の解任理由を開示しております。

(補充原則4 - 1 - 1)

当社は、取締役会規則を制定し、取締役会自身として何を判断・決定するのか明確化するとともに、その他については、経営陣へ委任しています。経営陣は、取引・業務の規模や性質に応じて定めた決裁権限規則に基づき、経営にあたっています。

(原則4 - 9)

取締役会は、独立社外役員の独立性判断基準として金融商品取引所の定める独立性基準を踏まえた当社の基準を策定・開示します。また、候補者の選定にあたっては、当社の経営に対し真摯かつ建設的に助言できる高い専門性と豊富な経験を重視しています。

(独立社外役員の独立性判断基準)

当社の社外役員については、原則として以下のいずれにも該当しない場合に独立性を有する者と判断する。

1. 過去10年間において、当社または当社の親会社・兄弟会社・子会社(以下、「当社グループ」という)の業務執行取締役または使用人(以下、「業務執行者」という)であった者
2. 当社の現在の大株主(議決権の5%以上を直接または間接的に保有している株主をいう)またはその業務執行者
3. 当社の主要な取引先(直近事業年度における当社グループとの取引額が、当社グループまたは当該取引先の連結売上高の2%以上に相当する取引先をいう)またはその業務執行者
4. 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその業務執行者
5. 過去3年間において、2~4に該当していた者
6. 当社グループから過去3年間の平均で1,000万円以上の寄付を受けた法人その他の団体の業務執行者
7. 当社グループから役員報酬以外に、過去3年間の平均で1,000万円以上の金銭その他の財産を得たコンサルタント、会計専門家または法律専門家(法人その他の団体である場合は当該団体に所属する者を含む)
8. 当社グループの業務執行者を取締役として受入れている会社の業務執行者
9. 上記1~8に該当する者の配偶者または二親等以内の親族

(補充原則4 - 11 - 1)

当社は、優れた商品・サービスの提供及び企業の持続的な成長を実現するため、取締役会全体として知識・経験・能力のバランスや多様性が確保されるよう努めています。当社定款では、取締役会の活性化と実効性の向上及び意思決定の迅速化の観点から、取締役の員数を10名以内とすることを定めています。

< 取締役の選任に関する方針 >

取締役(社内)は、多様な専門性及び優れた人格、見識、能力を有すると認められる者を選任しています。また、社外取締役は、会社法及び上場証券取引所の定める「社外性」「独立性」に関する諸要件に従い、独立の立場からの監督機能の発揮、幅広い見地からの当社経営に対する的確な助言等、社外取締役としての任務を適切に遂行して頂くため、豊富な経験と高い見識に基づく客観的かつ専門的な視点を有すると認められる者を選任しています。

< 取締役の選任に関する手続 >

上記方針に従い代表取締役が作成する取締役候補者の選任案を基に、取締役会においてその妥当性について十分に審議のうえ、株主総会に付議しています。

(補充原則4 - 11 - 2)

取締役・監査役等の兼任状況については、「株主総会招集ご通知」の事業報告及び株主総会参考書類、有価証券報告書、コーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ開示しています。なお、現任の社外取締役及び社外監査役は、他の上場会社の役員を兼任しておらず、取締役・監査役としての役割・責務を適切に果たすことができるものと判断しています。

(補充原則4 - 11 - 3)

取締役会の実効性につき、全取締役に対しアンケートを実施しております。その結果、全般的に取締役会の実効性は確保されていることを確認しておりますが、引き続き課題の抽出と改善状況の確認を行い、実効性の更なる向上に努めてまいりたいと考えております。

(補充原則4 - 14 - 2)

当社は、取締役及び監査役が必要なトレーニング及び情報提供を適宜かつ継続的に実施しております。また、取締役及び監査役が新たに就任する際は、法律やコーポレートガバナンスに関する社外研修を実施しております。

(原則5 - 1)

当社は、IR活動を通じ、株主や投資家等に対し、業績状況等に関する情報を適時開示するとともに、株主や投資家等との対話を充実させ、当社への信頼と理解をいただくことを方針としています。当社では、IR担当取締役がIR活動に関連する部署との情報共有を密にし、連携を図っています。投資家訪問を含む面談や電話会議に積極的に対応し、社長またはIR担当取締役が説明を行っています。株主・投資家との対話内容は、必要に応じ、IR担当取締役を通じて経営幹部にフィードバックしています。当社では、インサイダー取引防止規程を策定するとともに、決算発表前の期間をサイレント期間とし、決算に関する質問への回答やコメントを差し控えることとしています。ただし、サイレント期間中に予想を大きく外れる見込みが出てきた場合には、適宜情報開示を行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
堺化学工業株式会社	1,160,000	63.98
株式会社ビリーフ	34,300	1.89
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR:FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	30,000	1.65
堺商事社員持株会	24,440	1.34
紀和化学工業株式会社	23,000	1.26
日本石材センター株式会社	22,000	1.21
秀和海運株式会社	21,200	1.16
株式会社ジャパンロジスティクス	20,000	1.10
MSIP CLIENT SECURITIES	17,600	0.97
伊藤宏明	16,029	0.88

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	堺化学工業株式会社 (上場:東京) (コード) 4078
--------	------------------------------

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

親会社との取引については、市場価格を勘案した価格交渉の上で決定しております。また、回収及び支払条件についても、一般の取引条件に準じた上で、相互に同等な条件を設定しており、親会社との取引が少数株主の権利を害することは無いと考えております。

なお、当社は親会社からの独立性の観点も踏まえ、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っておりますので、当社取締役会は当該取引において親会社から利益を害されていないと判断しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

堺化学工業株式会社は、当社議決権の64.0%を所有する親会社であります。当連結会計年度における当社グループの売上高のうち約33%が同社の製品であり、また同社製品の主要原料の一部を当社が納入しております。しかしながら、事業活動や経営判断において同社からの制約はなく、一定の独立性が確保されているものと考えております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
上田 憲	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上田 憲	-	-	同氏は、弁護士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、法律の専門家として、客観的・中立的な立場から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。また、当社は同氏並びに同氏の所属するさくら法律事務所と取引関係は無く、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査につきましては、取締役会、経営会議等の社内重要会議に出席するほか、業務及び財産の状況調査を通じて取締役の業務執行の監査を行っております。また、会計監査は、会計監査人であるひびき監査法人との連携のもと財務諸表及び計算書類等の適時・適切な作成・報告及び開示についての監査を行っております。

内部監査部門として、社長直轄の監査部(5名)が設置されております。監査部は、監査役、会計監査人との連携のもと業務監査及び内部統制システムの整備及び運用状況の監査など業務執行部門の監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小河義夫	公認会計士													
鶴田敏郎	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小河義夫		同氏は、2009年8月28日まで当社の監査法人である大阪監査法人(現ひびき監査法人)の代表社員であり、その間、業務執行社員として15年間当社の会計監査に携わっていましたが、同日付で同監査法人を退職しており、同監査法人の影響を受ける立場にはありません。	同氏は、公認会計士として培われた会計・財務の専門知識により経営監督機能と助言機能をもって、客観的・中立的な立場から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。また、当社は同氏が所長を務める公認会計士小河義夫事務所との間に、一切の契約関係がないことから一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断しております。

鶴田敏郎	-	同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる金融機関等での勤務実績があり、在職中に蓄積した財務等に関する豊富な知識と経験に基づき、客観的・中立的な立場から独立役員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。また、当社は同氏の勤務する学校法人岡保健衛生学園と取引関係は無く、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
------	---	--

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

インセンティブ付与に関する施策の実施につきましては、今後の検討課題といたします。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

2020年4月1日から2021年3月31日までに支払った役員報酬は取締役100百万円、監査役に17百万円を支給しております。なお、その内、社外役員の報酬等の総額は11百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1) 取締役の報酬等
月額報酬については、株主総会で決議された報酬限度額内で、取締役会において、会社業績、各取締役の役位、業務執行状況等を勘案し、各取締役の支給額を決定しております。賞与については、当該事業年度の会社業績を勘案し、株主総会において支給総額の承認決議を得たうえ、取締役会で各取締役の支給額を決定しております。

(2) 監査役の報酬等
月額報酬については、株主総会で決議された報酬限度額内で、各監査役が協議して各監査役の支給額を決定しております。なお、監査役の職務に鑑み、賞与は支給していません。

なお、具体的な役員報酬制度については、当社の第95期有価証券報告書に記載して開示しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する担当セクションや担当者は設けておりませんが、取締役会の開催に際し、重要案件については事前説明等を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は8名で構成され、監査役同席のうえ、毎月1回の開催を原則として経営の基本方針、法令または定款に定めるもののほか、経営に関する重要事項を決定しております。また、経営環境の変化に対する迅速な対応と意思決定のため、常勤取締役及び常勤監査役をメンバーとし、原則月1回経営会議を開催し、具体的な業務執行について協議検討しております。

監査につきましては、常勤監査役1名、非常勤監査役2名(社外監査役)の3名で構成される監査役会を1ヵ月に1回以上開催しております。

各監査役は監査役会が定めた監査基準および当該年度の監査方針・計画に従い各事業所への往査を実施するほか、社内の重要な会議への出席、代表取締役との定期会合、会計監査人・内部監査部門とのミーティングを適宜行うこと等により、取締役の業務執行状況を把握・監査する体制をとっております。

また、子会社(海外7社)につきましても、監査法人により国内で実施される子会社監査に立ち会うとともに、財務諸表等の関連資料による監査を実施しており、グループ経営に対応した体制をとっております。

会計監査につきましては、ひびき監査法人に委嘱しており、適正なチェック機能が働くよう、十分な時間をかけて監査されております。

(1) 業務を監査した公認会計士の氏名

代表社員 業務執行社員 安岐浩一

代表社員 業務執行社員 富田雅彦

(2) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士6名

公認会計士試験合格者等2名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会が取締役会から独立して経営監視機能を十分に発揮できる状況にあることから、監査役設置会社をコーポレート・ガバナンス体制として採用しております。

取締役会は、環境変化や事業課題により機動的に対応し執行責任まで見通した的確な経営判断を行う体制を重視し、会社業務に精通した社内取締役7名を選任する一方で、客観的・中立的な立場から経営に係る意見や指摘を受けるため、高い見識と豊かな経験を有した社外取締役1名を選任しております。

監査役は常勤監査役1名、非常勤の社外監査役2名の3人体制で、取締役会には全員が出席して議事及び決議内容を監査しております。また、監査役は重要会議への出席及び書類の閲覧、取締役や部門への聴取、子会社への聴取または往査等、積極的に業務監査・会計監査を行い、取締役の業務執行を監視しております。なお、社外監査役のうち1名は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また1名は長年にわたる金融機関等での勤務実績があり、在職中に蓄積した財務等に関する豊富な知識と経験を有しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年6月22日開催の第95回定時株主総会に係る招集通知については、株主総会当日の21日前である6月1日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	2021年度の定時株主総会は、3月末決算会社の集中日である6月29日の5営業日前である6月22日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信及び証券取引所開示情報並びに中期経営計画をホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動基本方針」及び「行動指針」を制定し、ステークホルダーの重要性と取り組みについて規定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するとともに業務の適正を確保し、内部統制の充実を図るため、内部統制システムの基本方針を制定し、以下の体制を整備いたします。

1. 当社グループの取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）
 - (1) 当社グループは、全ての取締役・使用人に法令・定款の遵守を徹底するとともに、「企業行動基本方針」及び「行動指針」並びに法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制を構築する。
 - (2) 反社会的勢力との関係を断絶するため、「企業行動基本方針」及び「行動指針」において、反社会的勢力には毅然とした対応をし、一切関係を持たない旨を定め、その遵守を徹底するとともに、所轄警察等と連携を図り、不測の事態に備える。
 - (3) 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処法が担当取締役を通じて代表取締役、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）
 - (1) 取締役の職務の執行に係る重要な情報・文書の取り扱いは、当社社内規程に従い適切に保存及び管理し、必要に応じて運用状況の検証、関連規程の見直しを行う。
 - (2) 取締役会、経営会議等の重要会議の議事録はデータベース化し、取締役、監査役、監査部長が常時閲覧可能な状態とする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスクマネジメント体制）
 - (1) 当社は、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理システムを構築・運用し、かつ継続的改善を通して企業価値の向上を図る。また、リスク管理委員会を設置し、当該システムの適切な運用を維持するとともに、リスク管理に係る重要事項を審議する。
 - (2) 当社は、代表取締役社長に直属する部署として、監査部を設置する。
 - (3) 監査部は定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、必要があれば監査方法の改定を行う。
 - (4) 監査部の監査により法令・定款違反及び損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、直ちに監査部長及び担当部署に通報される体制を構築する。
 - (5) 監査部の活動を円滑にするために、関連する規程（リスク管理規程、与信管理規程、稟議規程、グループ会社管理規程等）の整備を各部署に求め、また、損失の危険を発見した場合には、直ちに監査部長に報告するよう指導する。
4. 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）
 - (1) 当社グループは、中期経営計画に基づき年度ごとの事業計画を立案し、目標達成のための活動を実施する。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか経営会議等を通じて定期的に検証する。
 - (2) 各取締役は、取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守する。
 - (3) 日常の業務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき業務を遂行することとする。
5. 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ内部統制体制）
 - (1) グループ会社管理規程により、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的に報告を受ける。
 - (2) 経営企画部長は、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合は、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の代表取締役、取締役会、監査役に報告する。
 - (3) 当社と親会社及び子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、監査部は親会社及び子会社の監査部またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項（以下総称して、監査役関連体制）
 - (1) 監査役からその職務を補助すべき使用人（以下、監査役付スタッフという。）を求められた場合は、これを任命する。
 - (2) 前項の補助に関する具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、人事担当取締役その他の関係部署の意見も十分に考慮して決定する。
 - (3) 監査役付スタッフの任命・異動については監査役会の同意を必要とする。
 - (4) 監査役付スタッフは、監査役の職務を補助するにあたっては監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。
7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社グループの取締役及び使用人は、各監査役に対して必要な報告及び情報提供を行う。
 - (2) 前項の報告・情報提供として主なものは、次のとおりとする。
 - a リスク管理委員会等の重要な会議で決められた事項
 - b 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - c 重大な法令・定款違反
 - d 内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - e 子会社に対する業務監査の状況
 - f 重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - g 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - h 内部通報制度の運用状況及び通報内容
 - i 稟議書及び監査役から要求された会議議事録
 - j その他コンプライアンス上重要な事項
 - (3) 当社グループの取締役及び使用人が上記各項に係る通報をしたことを理由として、不利益な取り扱いをすることを禁止する。
8. その他 監査役がその職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役と代表取締役との間で定期的に意見交換を行う。
 - (2) 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
9. 財務諸表等の情報の適正性を確保するための体制
 - (1) 当社グループは、内部統制の目的の一つである「財務報告の信頼性」を確保するため、財務報告に係る内部統制規程に基づき、社内体制の充実を図る。
 - (2) 代表取締役社長は、内部統制が有効に機能する体制を構築し、誠実に運用させ、適正な会計処理に基づいた財務報告を行う。
 - (3) 代表取締役社長は、監査部に定期的、継続的に内部統制の有効性を評価させる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは取引関係を含む一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度で臨むことを基本方針としております。また、「企業行動基本方針」及び「行動指針」の中に反社会的勢力との関係の断絶を明記し、全社員に配布するとともに、その徹底を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明 更新

当社の場合、親会社である堺化学工業株式会社が、当社議決権の64.0%を所有しておりますので、買収防衛策については特に導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 決定事実に関する情報について

取締役会における担当取締役の説明を経て審議し、その結果、決議した場合、開示することにしております。

2. 発生事実に関する情報について

担当部署における事実調査を経て、総務担当取締役が開示事項に該当すると判断した場合、開示することにしております。

3. 決算に関する情報について

経理部が原案を作成し、取締役会において経理担当取締役が説明のうえ決議し、開示することにしております。

4. 子会社に関する情報について

子会社から当社取締役のほか、総務人事部または経理部等に事実報告があった場合、総務担当取締役が開示事項に該当すると判断した場合、開示することにしております。

なお、以上の情報は、総務人事部長において管理し、証券取引所、報道機関等に開示するほか、当社ホームページにも掲載しております。また、社内規則により、自社株の売買については事前に総務人事部長に届け出るようになっており、何らかの情報開示の予定がある場合は、売買を禁止することにしております。

【堺商事の会社機関及び内部統制システム概略図】



